

内閣参質二〇四第二六号

令和三年三月九日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員塩村あやか君提出ベースメタルのリサイクルに関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出ベースメタルのリサイクルに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「ベースメタル」については、現在、国内で発生するスクラップにはベースメタルが多く含まれており、その大宗が金属製品にリサイクルされているが、スクラップに含まれる不純物が、スクラップに含まれるベースメタルをリサイクルした金属製品の品質に悪影響を及ぼすため、スクラップに含まれるベースメタルを用いて製造することが可能な金属製品の種類が限定されている。ベースメタルのリサイクルをより一層促進するためには、スクラップに含まれる不純物が及ぼすこのような悪影響を可能な限り軽減することで、スクラップに含まれるベースメタルを用いて製造することが可能な金属製品の種類を拡大することが課題であると認識している。

また、御指摘の「アーメタル等」については、現在、ベースメタルが金属製品にリサイクルされている比率と比較すれば、アーメタル等が金属製品にリサイクルされている比率は低いが、これは、国内で発生するスクラップにはアーメタル等が少量しか含まれていないため、アーメタル等をスクラップから回収することが難しく、そのための費用が大きくなることが課題であると認識している。

二について

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第十五条第七項において、おおむね五年ごとに見直しを行うものとされており、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）の見直しについては、同項の規定に基づき対応することとしている。